

高松市少年育成センター運営協議会の

委員を募集します！

高松市では、関係機関及び団体等と連携して少年の非行を防止するとともに、少年の健全な育成保護を図るため、高松市少年育成センターを設置しております。その運営に関し、市民の皆さまから広く意見をいただくため、少年育成センター運営協議会の委員を募集します。

募集について

- 1 募集期間
令和8年5月1日（金）～令和8年5月13日（水） 17時
※ 郵送の場合は、締切日当日必着です。
- 2 募集人数
2人
- 3 応募資格
(1) 高松市内に住所を有する方、又は高松市に通勤・通学している方で、18歳以上の方
(2) 青少年の健全育成についての見識を持ち、平日の会議に出席できる方
※ ただし、市議会議員及び市職員を除く。
※ 既に4つ以上の附属機関等の委員になっている方は、委員になることはできません。
- 4 応募方法
応募用紙（市役所10階の少年育成センターおよび1階の案内所、高松市の総合センター・支所・出張所にあります。また、市のホームページ「もっと高松」からもダウンロードできます。）に必要事項を記入の上、少年育成センターへ直接持参するか、郵送、Eメールで提出してください。
※ 提出された応募用紙は、返却いたしません。

委員の任期等

- 1 委員としてお願いする期間
令和8年7月1日から令和10年6月30日までの2年間
この期間に開催される会議に出席し、所掌事項について意見を出していただきます。
- 2 会議の回数
年2回程度（第1回 6月下旬から7月上旬、第2回 1月中旬から2月上旬 頃）開催予定。
開催時間帯は、10時から11時30分まで、又は13時30分から16時30分までの間を予定しています。なお、1回あたりの会議時間は、おおむね1時間30分程度です。
- 3 委員の報酬
高松市の規定に基づき支給します。ただし、交通費は支給されません。
※現行の支給額は1回あたり6,600円です。

選考方法

選考は、書類（応募用紙に記入された内容）及び面接により行い、選考結果は、応募者全員に通知します。なお、面接は、令和8年5月20日（水）～25日（月）のうち、いずれかの日に行う予定です。

応募先・問合せ先

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号
高松市教育委員会 少年育成センター（担当：辻・大久保）
電話：087（839）-2635 Eメール：ikusei@city.takamatsu.lg.jp